



令和 7 年 4 月 1 4 日

市政記者クラブ 様

経済局産業労働部中小企業振興課
担当：前田、加藤 電話：735-2100

米国追加関税措置の影響に対応する融資制度の創設について

米国追加関税措置の影響を受ける市内中小企業への金融支援施策として、下記のとおり融資制度を設けますので、お知らせします。

記

1 制度概要

名古屋市信用保証協会の保証付融資制度である環境適応資金（経済対策特別資金）の利用要件を緩和した制度（米国追加関税措置枠）を創設します。

※ 融資制度の詳細は添付資料をご参照ください。

2 実施期間

令和 7 年 4 月 1 8 日（金）から令和 7 年 9 月 3 0 日（火）保証申込み受付分まで

3 相談窓口

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課（電話052-735-2100）

名古屋市信用保証協会お客様総合相談窓口（電話052-212-3011）

★環境適応資金（経済対策特別資金）における、
米国追加関税措置への対応メニューです！

○売上高等の3%の減少率要件を廃止し、減少する見込み
でも申請可能です！

○売上高、売上高総利益率、売上高営業利益率に加えて、
売上総利益、営業利益の減少を理由とした申請も可能
です！

名古屋市内で事業を営んでいる会社・個人・医療法人・協同組合等で、米国追加関税措置による直接または間接の影響により、最近1か月間の売上高、売上総利益、営業利益、売上高総利益率、売上高営業利益率が、前年から3年前のいずれかの年の同月に比べて減少している、または減少する見込みである方

融資限度額	1 億 2,000 万円（既存の環境適応資金の残高を含みます）								
資金使 途	設備資金・運転資金								
融 資 期 間	3 年以内 年 1.4%								
融 資 利 率	5 年以内 年 1.5%								
	7 年以内 年 1.6%								
	10 年以内 年 1.7%								
据 置 期 間	1 年以内								
返 済 方 法	分割返済								
保 証 料 率 (単位：年率%)	原則として、中小企業の皆様の経営状況に応じた保証料率となっております。								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38
担 保 及 び 連帯保証人	名古屋市信用保証協会所定								

3 融資の取扱期間

令和 7 年 4 月 18 日（金）から令和 7 年 9 月 30 日（火）保証申込み分まで

4 信用保証料

名古屋市信用保証協会所定の保証料率によって算定された保証料

5 取扱金融機関（申込受付窓口）

次の取扱金融機関（愛知県内店舗）にお申込みください。

銀 行	三菱UFJ・りそな・三井住友・みずほ・北陸・大垣共立・十六・静岡・百五・三十三・関西みらい・名古屋・あいち
信用金庫	愛知・中日・岡崎・瀬戸・碧海・岐阜・西尾・豊田・東春・いちい・蒲郡・知多・東濃
信用組合	愛知商銀
そ の 他	商工組合中央金庫

6 申込に必要な書類

- | | | |
|-----------------|---|----------------|
| ○信用保証委託申込書 | } | 名古屋市信用保証協会所定様式 |
| ○個人情報の取扱に関する同意書 | | |
| ○印鑑証明書 | | |
- 確定申告書(写し) 2 期分・決算書(写し) 2 期分
 ○許認可等を要する事業については、許認可証の写し
 ○設備資金の場合は、計画を証する見積書、契約書等
 ○(法人の場合)商業登記にかかる登記事項証明書(商業登記簿謄本)、定款
 ○売上高等の減少に関する証明書（取扱金融機関の支店長等が発行したもの）
 ※上記の書類以外に、その他必要な書類をお願いすることがあります。

7 その他

- この融資制度は、原則として責任共有制度※の対象です。
 ※責任共有制度とは、適切な責任共有を図るため、全国の保証協会に導入された制度です。
 保証付融資は一部を除いて、従前の原則 100%保証から 80%保証となりました。
 ○保証料率について、詳しくは、名古屋市信用保証協会へお問い合わせください。
 ○融資の際には信用保証協会と金融機関の金融上の審査があります。

8 お問い合わせ先

- 融資制度全般に関すること
 名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課
 名古屋市千種区吹上二丁目 6 番 3 号（中小企業振興会館 6 階）
 電話 052（735）2100
- 保証制度等に関すること
 名古屋市信用保証協会
 名古屋市中区栄二丁目 12 番 31 号
 電話 052（212）3011